

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は 贈与額 (注2)	署名日 (勤続日) (注3)	署 名 者	告示日 (注4)
ギニア	食糧援助に関する日本国政府とギニア共和国政府との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる米及びその輸送に必要な役務の供与	470,000 千円 H20. 3.31まで	H20. 2. 5 コナクリ で (同日)	日本側 片岡林造在ギニア大使 ギニア側 アブドラール・カベレ・カララ外務・協力・アフリカ統合・在外自国民大臣	H20. 2.26 127号
ギニア	首都圏周辺地域小中学校建設計画の画のための贈与に関する日本国政府とギニア共和国政府との間の交換公文	首都圏周辺地域小中学校建設計画を実施するために必要な 1. 教室及び関連施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及びその調達に必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 上記1.の施設の運営及び維持・管理指導に必要な役務の供与	684,000 千円 H21. 3.31まで	H20. 7.18 コナクリ で (同日)	日本側 住本博在ギニア大使 ギニア側 ジギ・カララ計画・協力大臣	H20. 8. 4 439号
ギニア	ゾルビネ零細漁港改善計画のための贈与に関する日本国政府とギニア共和国政府との間の交換公文	ゾルビネ零細漁港改善計画を実施するために必要な 1. 水産関連施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	321,000 千円 H21. 3.31まで	H20. 9.15 コナクリ で (同日)	日本側 住本博在ギニア大使 ギニア側 ジギ・カララ計画・協力大臣	H20.10. 3 548号
ギニア	マムー小学校教員養成校建設計画のための贈与に関する日本国政府とギニア共和国政府との間の交換公文	マムー小学校教員養成校建設計画を実施するために必要な 1. 教員養成校の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及びその調達に必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与	398,000 千円 H21. 3.31まで	H20. 9.15 コナクリ で (同日)	日本側 住本博在ギニア大使 ギニア側 ジギ・カララ計画・協力大臣	H20.10. 3 549号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限については定めないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。